

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター契約監視委員会設置要綱

制定	平成 31 年 1 月 31 日	30 産技総総第 766 号
一部改正	平成 31 年 3 月 26 日	30 産技総総第 960 号
一部改正	2019 年 6 月 27 日	2019 産技内監第 1 号
一部改正	2019 年 12 月 27 日	2019 産技内監第 21 号
一部改正	2026 年 3 月 26 日	2025 産技内監第 71 号

(目的)

第 1 条 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター業務方法書（平成 30 年 4 月 1 日施行）第 20 条第一号に基づき、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの入札及び契約に関する点検、見直しを行うため、法人に地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、監事及び外部有識者 2 名で構成する。

2 委員は、理事長が委嘱する。

3 委員長は監事とする。

4 委員の任期は、理事長が委嘱した日から当該指定する日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任任期とする。

5 委員は、再任されることができる。

(開催)

第 3 条 委員会は、監事が招集し、その議事を整理する。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合には、委員への書類の回議をもって、委員会に代えることができる。

3 法人は、委員会の終了後速やかに、議事概要を公表する。

(審議案件及び審議事項)

第 4 条 委員会においては、次の各号に掲げる案件に応じ、当該各号に定める事項を審議する。

- 一 競争性のない随意契約の妥当性に関すること。
- 二 競争性のない随意契約から一般競争入札等の移行に関すること。
- 三 一般競争入札等の競争性の確保に関すること。
- 四 前各号のほか、委員会が指定する事項に関すること。

(理事長への報告)

第5条 委員会の審議結果については、速やかに理事長に報告する。

(外部有識者の委員への報酬)

第6条 外部有識者の委員に対する報酬については、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター謝金等に関する規程別表1に定める外部専門家の額を支給することができる。なお、交通費に関しては、別途実費弁償することができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、内部監査室において行う。

附則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、2019年6月27日より施行する。

この要綱は、2020年1月1日より施行する。

この要綱は、2026年4月1日より施行する。